

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為を受けたときにお支払いします。

放射線治療 1回につき

入院一時給付金額×50%

入院中または外来いずれの場合でも



【ご注意】

- 放射線治療給付金は60日に1回お支払いします。
放射線治療給付金が支払われることとなった放射線治療を最後に受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
 - 以下の放射線治療は放射線治療給付金をお支払いします。
 - ・公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ・先進医療に該当する放射線照射・温熱療法
- ※対象となる放射線治療には、「電磁波温熱療法」は含まれますが、「血液照射」は含みません。

